

中小規模事業所対策推進研修会等講師派遣実施要綱

(制定) 平成26年4月18日付 26都環公総地第59号理事長決定
(改定) 平成27年4月16日付 27都環公総地第50号理事長決定
(改定) 平成27年8月28日付 27都環公総地第675号理事長決定
(改定) 平成28年4月21日付 28都環公総地第158号理事長決定
(改定) 平成29年4月21日付 29都環公総地第98号理事長決定
(改定) 令和4年6月6日付 4都環公地温第595号理事長決定

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(目的)

第1条 中小規模事業所対策推進研修会等（以下「研修会」及び「出張相談会」という。）は、都内における業務・産業部門の温室効果ガス排出量の約6割を占める中小規模事業者の排出抑制を更に促進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が、東京都（以下「都」という。）の委託を受け、行政機関、業界団体または事業者等（以下「主催者」という。）と共同して、省エネルギー対策に関する普及啓発を図るとともに、省エネルギー対策の実施で得られるコスト削減効果等を周知し、温暖化対策の推進に向けた具体的な取組を、支援することを目的として行うものである。

(研修会または出張相談会への講師または相談員派遣の要件)

第2条 センターが研修会及び出張相談会に、講師または相談員を派遣するにあたっては、下記条件を満たすことを必要とする。

- 一 研修会及び出張相談会は、都内の中小規模事業所の地球温暖化対策に資するものであること。
- 二 主催者が原則として複数の事業者を対象に開催する研修会または出張相談会であること。
- 三 主催者が第5条に示す事務分担及び第9条に示す実施の中止に関わる規定を了承すること。
- 四 原則として、研修会の参加者は複数の事業者を30名以上、または出張相談会の相談者は1日10名以上確保できる見込みがあること。なお、テナントビル所有者及び管理者が開催する研修会においては、参加者はテナントとして入居している複数の事業者であること。
- 五 主催者は、原則として、参加者または相談者から費用を徴収しないこと。費用を徴収する場合は、会場費や資料代等の開催に係る実費であることをセンターへ証明すること。
- 六 主催者は、研修会の開催後、参加者の人数及びアンケートの集計結果、主催者アンケートの回答をセンターへ原則一週間以内に提出すること。

(研修会の内容)

第3条 研修会は、これから省エネルギー対策に取り組む又は取組を開始して間もない者を主な対象とし、省エネルギー対策の基本的事項として、進め方のポイントや省エネルギー対策の実施で得られるコスト削減効果等を周知する。

2 主催者の希望に応じて、講義形式に次のメニューを追加することができる。

一 技術体験施設の見学

省エネルギー対策を実践している事業所や省エネルギー対策に関連する民間施設等の見学を行い、最新の省エネ設備の動向を収集する。

二 グループ討議（ワークショップ形式）

事業所で実施している省エネルギー対策や課題を話し合う参加型の研修会とし、実践的な対策の情報交換の場とする。

三 省エネルギー対策に関連するテーマの追加講義

主に中小規模事業所の経営と省エネルギー対策について精通する中小企業診断士等を派遣し、「省エネルギー対策と経営」についての講義を行う。

（出張相談会の内容）

第4条 出張相談会は、エネルギー・環境関連等のイベントにセンターから出張相談員及び各種支援策の紹介に対応可能な職員を派遣し、省エネルギー対策に関する質問への対応、各種支援策の紹介等を行う。

（事務分担）

第5条 研修会及び出張相談会は、主催者及びセンターが、原則として次に示す表のように分担し、実施する。

内 容	主催者	センター
企画	○	
日時・会場（ネットワーク環境）の設定	○	
講師の手配		○
内容の調整	○	○
参加者の募集並びに申込受付	○	
広報協力		○
資料印刷	○（配布資料）	○（テキスト）
会場準備、受付及び開催	○	
資料送付、講師・相談員の派遣		○
各種報告（研修会）	○	
各種報告（出張相談会）		○

(実施単位)

第6条 研修会及び出張相談会は、主催者ごとに実施する。主催者は、原則として、ホームページ等で当該組織の概要を確認できることを要件とする。

- 一 主催者が希望する場合においては、前項の規定にかかわらず、複数の主催者が合同して実施することができる。
- 二 同一の主催者による同一年度の複数回の開催についても、全体の申込み状況を勘案の上で可能とする。

(申込方法)

第7条 研修会及び出張相談会の実施を希望する主催者は、別紙様式1 中小規模事業所対策推進研修会等講師派遣申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記載のうえ、原則派遣希望日の2か月前までにセンターに申込書を提出する。

(実施の決定)

第8条 センターは、別紙様式1の申込書を受領後、2週間以内に、講師派遣の可否を決定し、別紙様式2 中小規模事業所対策推進研修会等講師派遣決定通知書により通知する。

- 一 センターは、特段の事情がない限り、主催者の要請に応じるものとする。
- 二 実施日及び実施時間については、主催者とセンターが協議のうえ決定する。

(実施の中止)

第9条 主催者は、実施日7日前の段階で申込者人数をセンターに報告する。原則として、申込者5名未満の場合には、講師派遣の実施を中止する。ただし、申込者が5名未満の場合において、主催者が研修会の開催を希望する場合には、センター及び都と協議することができる。

(経費の負担)

第10条 研修会及び出張相談会を実施する主催者並びにセンターは、第5条に掲げる分担事務に応じ、当該事務に係る経費を負担する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研修会及び出張相談会の実施に関し必要な事項は、主催者、センター及び都が協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。